

令和6年度第2回
富田林市都市計画審議会

議 案 書

日時 : 令和6年11月7日(木) 午後2時00分から
場所 : すばるホール 3階 展示室

令和6年度第2回
富田林市都市計画審議会
付議・諮問案件一覧表

議案 番号	案 件 名	決定 権者	頁
1	南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）	市	1
2	富田林市都市計画マスタープランの時点修正について（諮問）	市	1 1

富都計第560号
令和6年10月23日

富田林市都市計画審議会
会長 増田 昇 様

富田林市長 吉村 善美

南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

標記について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

理 由

若松町五丁目 5 地区ほか 6 地区について、生産緑地法第 10 条の規定に基づく買取り申出後の行為制限解除による区域変更並びに廃止を行うものである。

令和6年度南部大阪都市計画生産緑地地区 新旧対照表

名 称	位 置	$\frac{\text{変更前}}{\text{変更後}}$ 面積 (ha)	追 加・ 区域変更・ 廃止の別	変 更 理 由	備 考
若松町五丁目 5	若松町五丁目地内	約 $\frac{0.83}{0.73}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による区域変更	制限解除日 令和5年8月19日
甲田 11	宮甲田町地内	約 $\frac{0.28}{0.17}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(故障)後の行為制限解除による区域変更	制限解除日 令和5年8月29日
甲田 30	甲田二丁目地内	約 $\frac{0.26}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(故障)後の行為制限解除による廃止	制限解除日 令和6年6月7日 令和6年6月15日
廿山 I 5	廿山一丁目地内	約 $\frac{0.05}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による廃止	制限解除日 令和5年9月5日
錦織 12	錦織南一丁目地内	約 $\frac{0.06}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(故障)後の行為制限解除による廃止	制限解除日 令和5年12月4日
須賀 3	須賀一丁目地内	約 $\frac{0.42}{0.41}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による区域変更	制限解除日 令和5年8月23日
西板持町 七丁目3	西板持町七丁目地内	約 $\frac{0.07}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による廃止	制限解除日 令和5年9月26日
変更地区 合計	7地区	約 $\frac{1.97}{1.31}$	計 区域変更 3地区 廃 止 4地区 追 加 0地区		
区域合計	$\frac{255}{251}$ 地区	約 $\frac{50.51}{49.85}$			

南部大阪都市計画生産緑地地区の変更(富田林市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考
木戸山町2	富田林市 木戸山町地内	約 0.18 ha	
木戸山町4	富田林市 木戸山町地内	約 0.05 ha	
木戸山町5	富田林市 木戸山町地内	約 0.04 ha	
木戸山町6	富田林市 木戸山町地内	約 0.04 ha	
喜志町一丁目2	富田林市 喜志町一丁目地内	約 0.08 ha	
喜志町一丁目3	富田林市 喜志町一丁目地内	約 1.25 ha	
喜志町一丁目5	富田林市 喜志町一丁目地内	約 0.30 ha	
喜志町一丁目6	富田林市 喜志町一丁目地内	約 0.07 ha	
喜志町二丁目1	富田林市 喜志町二丁目地内	約 0.12 ha	
喜志町二丁目2	富田林市 喜志町二丁目地内	約 0.24 ha	
喜志町二丁目4	富田林市 喜志町二丁目地内	約 0.25 ha	
喜志町二丁目5	富田林市 喜志町二丁目地内	約 0.05 ha	
喜志町二丁目6	富田林市 喜志町二丁目地内	約 0.06 ha	
喜志町二丁目7	富田林市 喜志町二丁目地内	約 0.23 ha	
喜志町二丁目8	富田林市 喜志町二丁目地内	約 0.06 ha	
喜志町三丁目1	富田林市 喜志町三丁目地内	約 0.08 ha	
喜志町三丁目2	富田林市 喜志町三丁目地内	約 0.09 ha	
喜志町三丁目3	富田林市 喜志町三丁目地内	約 0.06 ha	
喜志町四丁目1	富田林市 喜志町四丁目地内	約 0.11 ha	
旭ヶ丘町2	富田林市 旭ヶ丘町地内	約 0.13 ha	
平町一丁目2	富田林市 平町一丁目地内	約 0.15 ha	
梅の里一丁目3	富田林市 梅の里一丁目地内	約 0.09 ha	
梅の里二丁目1	富田林市 梅の里二丁目地内	約 0.18 ha	
梅の里二丁目2	富田林市 梅の里二丁目地内	約 0.05 ha	
梅の里二丁目3	富田林市 梅の里二丁目地内	約 0.16 ha	
梅の里三丁目2	富田林市 梅の里三丁目地内	約 0.08 ha	
梅の里四丁目1	富田林市 梅の里四丁目地内	約 0.10 ha	
桜井町一丁目1	富田林市 桜井町一丁目地内	約 0.36 ha	
桜井町一丁目2	富田林市 桜井町一丁目地内	約 0.10 ha	
桜井町一丁目5	富田林市 桜井町一丁目地内	約 0.31 ha	
桜井町一丁目6	富田林市 川面町一丁目地内	約 0.07 ha	
桜井町一丁目7	富田林市 桜井町一丁目地内	約 0.08 ha	
桜井町一丁目8	富田林市 桜井町一丁目地内	約 0.21 ha	
桜井町一丁目9	富田林市 桜井町一丁目地内	約 0.05 ha	

名 称	位 置	面 積	備 考
中野町二丁目1	富田林市 中野町二丁目地内	約 0.07 ha	
中野町二丁目2	富田林市 中野町二丁目地内	約 0.21 ha	
中野町二丁目3	富田林市 中野町二丁目地内	約 0.23 ha	
中野町三丁目1	富田林市 中野町三丁目地内	約 0.13 ha	
中野町三丁目2	富田林市 中野町三丁目及び 中野町二丁目地内	約 0.50 ha	
中野町三丁目4	富田林市 中野町三丁目地内	約 0.13 ha	
中野町東一丁目1	富田林市 中野町東一丁目地内	約 0.13 ha	
中野町東一丁目2	富田林市 中野町東一丁目地内	約 0.14 ha	
中野町東一丁目4	富田林市 中野町東一丁目地内	約 0.07 ha	
中野町東一丁目5	富田林市 中野町東一丁目地内	約 0.08 ha	
若松町二丁目1	富田林市 若松町二丁目地内	約 0.05 ha	
若松町三丁目1	富田林市 若松町三丁目地内	約 0.10 ha	
若松町三丁目2	富田林市 若松町三丁目地内	約 0.16 ha	
若松町三丁目3	富田林市 若松町三丁目地内	約 0.05 ha	
若松町四丁目1	富田林市 若松町四丁目地内	約 0.09 ha	
若松町四丁目2	富田林市 若松町四丁目地内	約 0.16 ha	
若松町四丁目3	富田林市 若松町四丁目地内	約 0.23 ha	
若松町四丁目5	富田林市 若松町四丁目地内	約 0.05 ha	
若松町五丁目1	富田林市 若松町五丁目地内	約 0.25 ha	
若松町五丁目3	富田林市 若松町五丁目地内	約 0.11 ha	
若松町五丁目5	富田林市 若松町五丁目地内	約 0.73 ha	狭山河南線
若松町五丁目7	富田林市 若松町五丁目地内	約 0.23 ha	
若松町五丁目8	富田林市 若松町五丁目地内	約 0.08 ha	
若松町五丁目9	富田林市 若松町五丁目地内	約 0.06 ha	
若松町五丁目10	富田林市 若松町五丁目地内	約 0.10 ha	
若松町西二丁目3	富田林市 若松町西二丁目地内	約 0.06 ha	
若松町西二丁目4	富田林市 若松町西二丁目地内	約 0.05 ha	
若松町西三丁目1	富田林市 若松町西三丁目地内	約 0.10 ha	狭山河南線
若松町西三丁目2	富田林市 若松町西三丁目地内	約 0.46 ha	狭山河南線
若松町東一丁目2	富田林市 若松町東一丁目地内	約 0.08 ha	
若松町東一丁目4	富田林市 若松町東一丁目地内	約 0.06 ha	
若松町東一丁目5	富田林市 若松町東一丁目地内	約 0.14 ha	
若松町東一丁目6	富田林市 若松町東一丁目地内	約 0.15 ha	
若松町東一丁目7	富田林市 若松町東一丁目地内	約 0.37 ha	
若松町東一丁目8	富田林市 若松町東一丁目地内	約 0.33 ha	
若松町東一丁目9	富田林市 若松町東一丁目地内	約 0.08 ha	北大伴東板持線

名 称	位 置	面 積	備 考
若松町東一丁目10	富田林市 若松町東一丁目地内	約 0.17 ha	
若松町東二丁目3	富田林市 若松町東二丁目地内	約 0.15 ha	
清水町1	富田林市 清水町地内	約 0.06 ha	
新堂1	富田林市 大字新堂地内	約 0.18 ha	
昭和町一丁目1	富田林市 昭和町一丁目地内	約 0.29 ha	
昭和町一丁目2	富田林市 昭和町一丁目地内	約 0.16 ha	
昭和町二丁目1	富田林市 昭和町二丁目地内	約 0.11 ha	
昭和町二丁目2	富田林市 昭和町二丁目地内	約 0.10 ha	
昭和町二丁目5	富田林市 昭和町二丁目地内	約 0.25 ha	
昭和町二丁目6	富田林市 昭和町二丁目地内	約 0.11 ha	
寿町一丁目3	富田林市 寿町一丁目地内	約 0.14 ha	
寿町二丁目1	富田林市 寿町二丁目地内	約 0.05 ha	
寿町二丁目2	富田林市 寿町二丁目地内	約 0.05 ha	
寿町二丁目3	富田林市 寿町二丁目地内	約 0.05 ha	
寿町三丁目3	富田林市 寿町三丁目地内	約 0.06 ha	
寿町四丁目1	富田林市 寿町四丁目地内	約 0.06 ha	
寿町四丁目2	富田林市 寿町四丁目地内	約 0.09 ha	
寿町四丁目6	富田林市 寿町四丁目地内	約 0.20 ha	
寿町四丁目8	富田林市 寿町四丁目地内	約 0.13 ha	
富美ヶ丘町1	富田林市 富美ヶ丘町地内	約 0.14 ha	
甲田2	富田林市 甲田一丁目地内	約 0.38 ha	
甲田3	富田林市 甲田一丁目地内	約 0.43 ha	
甲田4	富田林市 甲田一丁目地内	約 0.24 ha	
甲田5	富田林市 甲田一丁目地内	約 0.09 ha	
甲田6	富田林市 甲田一丁目地内	約 0.35 ha	
甲田8	富田林市 甲田六丁目地内	約 0.28 ha	
甲田11	富田林市 宮甲田町地内	約 0.17 ha	
甲田13	富田林市 甲田五丁目地内	約 1.21 ha	
甲田15	富田林市 甲田四丁目及び 新家一丁目地内	約 0.39 ha	
甲田16	富田林市 新家一丁目地内	約 0.05 ha	
甲田17	富田林市 甲田四丁目地内	約 0.18 ha	
甲田19	富田林市 甲田三丁目地内	約 0.08 ha	
甲田20	富田林市 甲田三丁目地内	約 0.07 ha	甲田桜井線
甲田22	富田林市 甲田二丁目地内	約 0.09 ha	甲田桜井線
甲田25	富田林市 甲田二丁目地内	約 0.08 ha	
甲田26	富田林市 甲田二丁目地内	約 0.17 ha	

名 称	位 置	面 積	備 考
甲田27	富田林市 甲田一丁目地内	約 0.21 ha	
甲田28	富田林市 甲田二丁目地内	約 0.93 ha	甲田桜井線
甲田29	富田林市 甲田二丁目地内	約 0.31 ha	甲田桜井線
甲田31	富田林市 甲田三丁目地内	約 0.06 ha	
甲田33	富田林市 甲田二丁目地内	約 0.39 ha	
甲田34	富田林市 甲田六丁目地内	約 0.28 ha	
甲田36	富田林市 宮甲田町地内	約 0.10 ha	
甲田37	富田林市 甲田三丁目地内	約 0.13 ha	
甲田39	富田林市 甲田三丁目地内	約 0.17 ha	甲田桜井線
甲田40	富田林市 甲田六丁目地内	約 0.05 ha	
甲田41	富田林市 甲田一丁目地内	約 0.23 ha	
甲田42	富田林市 甲田六丁目地内	約 0.10 ha	
甲田43	富田林市 甲田三丁目地内	約 0.18 ha	
甲田44	富田林市 甲田一丁目地内	約 0.18 ha	
甲田45	富田林市 甲田六丁目地内	約 0.12 ha	
甲田46	富田林市 甲田五丁目地内	約 0.05 ha	
新家3	富田林市 新家二丁目地内	約 0.23 ha	
新家4	富田林市 新家二丁目地内	約 0.05 ha	
新家5	富田林市 新家一丁目地内	約 0.07 ha	
廿山 I 1	富田林市 廿山二丁目地内	約 0.09 ha	
廿山 I 3	富田林市 廿山二丁目地内	約 0.12 ha	
廿山 I 4	富田林市 廿山二丁目地内	約 0.05 ha	
廿山 I 6	富田林市 廿山二丁目地内	約 0.53 ha	
廿山 I 7	富田林市 廿山二丁目地内	約 0.28 ha	
廿山 I 8	富田林市 廿山二丁目地内	約 0.06 ha	
廿山 I 9	富田林市 廿山二丁目地内	約 0.17 ha	
廿山 I 10	富田林市 廿山一丁目地内	約 0.06 ha	
廿山 I 11	富田林市 廿山一丁目地内	約 0.06 ha	
廿山 I 13	富田林市 廿山一丁目地内	約 0.06 ha	
廿山 I 16	富田林市 廿山二丁目地内	約 0.09 ha	
廿山 II 1	富田林市 桜ヶ丘町地内	約 0.11 ha	
廿山 II 2	富田林市 桜ヶ丘町地内	約 0.16 ha	
廿山 II 3	富田林市 新家二丁目地内	約 0.06 ha	
五軒家一丁目2	富田林市 五軒家一丁目地内	約 0.18 ha	
五軒家一丁目3	富田林市 五軒家一丁目地内	約 1.10 ha	
五軒家一丁目4	富田林市 五軒家一丁目地内	約 0.03 ha	
五軒家二丁目1	富田林市 五軒家二丁目地内	約 0.36 ha	

名 称	位 置	面 積	備 考
五軒家二丁目4	富田林市 五軒家二丁目地内	約 0.04 ha	
五軒家二丁目5	富田林市 五軒家二丁目地内	約 0.46 ha	
五軒家二丁目7	富田林市 五軒家二丁目地内	約 0.29 ha	
加太1	富田林市 加太一丁目地内	約 0.83 ha	
加太2	富田林市 加太一丁目地内	約 0.07 ha	
加太3	富田林市 加太一丁目地内	約 0.08 ha	
加太4	富田林市 加太三丁目地内	約 0.39 ha	
加太5	富田林市 加太三丁目地内	約 0.06 ha	
加太7	富田林市 加太二丁目地内	約 0.22 ha	
加太8	富田林市 加太二丁目地内	約 0.08 ha	
加太9	富田林市 加太三丁目地内	約 0.10 ha	
加太15	富田林市 加太一丁目地内	約 0.21 ha	
加太16	富田林市 加太一丁目地内	約 0.03 ha	
錦織1	富田林市 錦織北一丁目地内	約 0.54 ha	
錦織2	富田林市 錦織東一丁目地内	約 0.12 ha	
錦織3	富田林市 錦織東一丁目地内	約 0.34 ha	
錦織6	富田林市 錦織北二丁目地内	約 0.21 ha	
錦織9	富田林市 錦織南一丁目地内	約 0.13 ha	
錦織10	富田林市 錦織南一丁目地内	約 0.64 ha	
錦織11	富田林市 錦織南一丁目地内	約 0.25 ha	
錦織13	富田林市 錦織北三丁目地内	約 0.11 ha	
錦織14	富田林市 錦織南一丁目地内	約 0.15 ha	
錦織16	富田林市 錦織南一丁目地内	約 3.18 ha	
錦織19	富田林市 大字須賀地内	約 0.07 ha	
錦織20	富田林市 錦織南一丁目地内	約 0.11 ha	
錦織21	富田林市 錦織南一丁目地内	約 0.05 ha	
錦織22	富田林市 錦織南二丁目地内	約 0.06 ha	
錦織23	富田林市 錦織南二丁目地内	約 0.14 ha	
錦織25	富田林市 錦織南一丁目地内	約 0.08 ha	
錦織26	富田林市 錦織中二丁目地内	約 0.37 ha	
錦織28	富田林市 錦織南一丁目地内	約 0.12 ha	
錦織30	富田林市 錦織中二丁目地内	約 0.04 ha	
錦織31	富田林市 錦織中一丁目地内	約 0.09 ha	
錦織32	富田林市 錦織南一丁目地内	約 0.03 ha	
錦織33	富田林市 錦織東一丁目地内	約 0.07 ha	
須賀1	富田林市 須賀一丁目地内	約 0.15 ha	
須賀2	富田林市 須賀一丁目地内	約 0.31 ha	

名 称	位 置	面 積	備 考
須賀3	富田林市 須賀一丁目地内	約 0.41 ha	
須賀4	富田林市 須賀一丁目地内	約 0.06 ha	
須賀5	富田林市 須賀一丁目地内	約 0.22 ha	
須賀6	富田林市 須賀一丁目地内	約 0.23 ha	
須賀7	富田林市 須賀一丁目地内	約 0.14 ha	
須賀8	富田林市 須賀一丁目地内	約 0.09 ha	
須賀9	富田林市 須賀一丁目及び 須賀二丁目地内	約 0.16 ha	
須賀11	富田林市 須賀二丁目地内	約 0.05 ha	
須賀12	富田林市 須賀二丁目地内	約 0.05 ha	
須賀13	富田林市 須賀二丁目地内	約 0.08 ha	
須賀15	富田林市 須賀二丁目地内	約 0.18 ha	
須賀16	富田林市 須賀二丁目地内	約 0.18 ha	
須賀18	富田林市 須賀二丁目及び 須賀三丁目地内	約 0.12 ha	
須賀19	富田林市 須賀三丁目地内	約 0.05 ha	
須賀20	富田林市 須賀三丁目地内	約 0.11 ha	
彼方1	富田林市 大字彼方地内	約 0.10 ha	
彼方2	富田林市 大字彼方地内	約 0.31 ha	
西板持町七丁目2	富田林市 西板持町七丁目地内	約 0.26 ha	
西板持町八丁目1	富田林市 西板持町八丁目地内	約 0.22 ha	
西板持町八丁目2	富田林市 西板持町八丁目地内	約 0.10 ha	
川向町1	富田林市 川向町地内	約 0.37 ha	
山中田町一丁目2	富田林市 山中田町一丁目地内	約 0.05 ha	
山中田町二丁目1	富田林市 山中田町二丁目地内	約 0.13 ha	
山中田町二丁目3	富田林市 山中田町二丁目地内	約 0.19 ha	
山中田町二丁目4	富田林市 山中田町二丁目地内	約 0.10 ha	
山中田町二丁目6	富田林市 山中田町二丁目地内	約 0.32 ha	
南大伴町一丁目1	富田林市 南大伴町一丁目地内	約 0.83 ha	
南大伴町一丁目2	富田林市 南大伴町一丁目地内	約 0.06 ha	
南大伴町二丁目1	富田林市 南大伴町二丁目地内	約 0.05 ha	
南大伴町三丁目1	富田林市 南大伴町三丁目地内	約 0.49 ha	
北大伴町一丁目1	富田林市 北大伴町一丁目地内	約 0.08 ha	
北大伴町一丁目2	富田林市 北大伴町一丁目地内	約 0.19 ha	
北大伴町二丁目1	富田林市 北大伴町二丁目及び 北大伴町三丁目地内	約 0.76 ha	
北大伴町二丁目2	富田林市 北大伴町二丁目地内	約 0.15 ha	
北大伴町三丁目1	富田林市 北大伴町三丁目地内	約 0.74 ha	
高辺台二丁目1	富田林市 高辺台二丁目地内	約 0.10 ha	

名 称	位 置	面 積	備 考
高辺台二丁目2	富田林市 高辺台二丁目地内	約 0.31 ha	
高辺台二丁目3	富田林市 高辺台二丁目地内	約 0.25 ha	
高辺台二丁目5	富田林市 高辺台二丁目地内	約 0.21 ha	
高辺台二丁目6	富田林市 高辺台二丁目地内	約 0.09 ha	
高辺台三丁目1	富田林市 高辺台三丁目地内	約 0.07 ha	
高辺台三丁目2	富田林市 高辺台三丁目地内	約 0.15 ha	
高辺台三丁目3	富田林市 高辺台三丁目地内	約 0.23 ha	
寺池台一丁目3	富田林市 寺池台一丁目地内	約 0.59 ha	
寺池台二丁目1	富田林市 寺池台二丁目地内	約 0.07 ha	
寺池台二丁目2	富田林市 寺池台二丁目地内	約 0.05 ha	
寺池台三丁目1	富田林市 寺池台三丁目地内	約 0.10 ha	
藤沢台三丁目1	富田林市 藤沢台三丁目地内	約 0.59 ha	
藤沢台三丁目2	富田林市 藤沢台三丁目地内	約 0.12 ha	
藤沢台三丁目3	富田林市 藤沢台三丁目地内	約 0.06 ha	
藤沢台六丁目1	富田林市 藤沢台六丁目地内	約 0.08 ha	
藤沢台六丁目2	富田林市 藤沢台六丁目地内	約 0.05 ha	
藤沢台六丁目3	富田林市 藤沢台六丁目地内	約 0.05 ha	
藤沢台六丁目5	富田林市 藤沢台六丁目地内	約 0.06 ha	
藤沢台六丁目6	富田林市 藤沢台六丁目地内	約 0.13 ha	
藤沢台六丁目7	富田林市 藤沢台六丁目地内	約 0.14 ha	
藤沢台六丁目8	富田林市 藤沢台六丁目地内	約 0.06 ha	
藤沢台六丁目9	富田林市 藤沢台六丁目地内	約 0.05 ha	
藤沢台七丁目1	富田林市 藤沢台七丁目地内	約 0.07 ha	
藤沢台七丁目2	富田林市 藤沢台七丁目地内	約 0.29 ha	
藤沢台七丁目4	富田林市 藤沢台七丁目地内	約 0.39 ha	
藤沢台七丁目6	富田林市 藤沢台七丁目地内	約 0.07 ha	
藤沢台七丁目7	富田林市 藤沢台七丁目地内	約 0.12 ha	
小金台一丁目3	富田林市 小金台一丁目地内	約 0.39 ha	
小金台二丁目1	富田林市 小金台二丁目地内	約 0.06 ha	
小金台二丁目2	富田林市 小金台二丁目地内	約 0.08 ha	
津々山台三丁目1	富田林市 津々山台三丁目地内	約 0.08 ha	
津々山台三丁目2	富田林市 津々山台三丁目地内	約 0.09 ha	
津々山台四丁目2	富田林市 津々山台四丁目地内	約 0.05 ha	
津々山台四丁目3	富田林市 津々山台四丁目地内	約 0.03 ha	
津々山台五丁目1	富田林市 津々山台五丁目地内	約 0.95 ha	
合 計	地区	約 49.85 ha	

富都計第560号
令和6年10月23日

富田林市都市計画審議会
会長 増田 昇 様

富田林市長 吉村 善美

富田林市都市計画マスタープランの時点修正について（諮問）

標記について、都市計画法第77条の2第1項の規定により、次のように審議会に意見を聴取します。

(改正予定箇所抜粋)

富田林市都市計画マスタープラン

時点修正案

令和 ____年 ____月

富 田 林 市

※朱書き下線部が改正箇所です。

序章

第1章

第2章

第3章

北 部

中 部

東 部

中南部

東南部

西南部

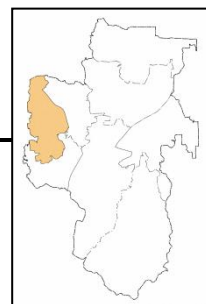
金 剛

金剛東

第4章

資料編

2-7 金剛地域

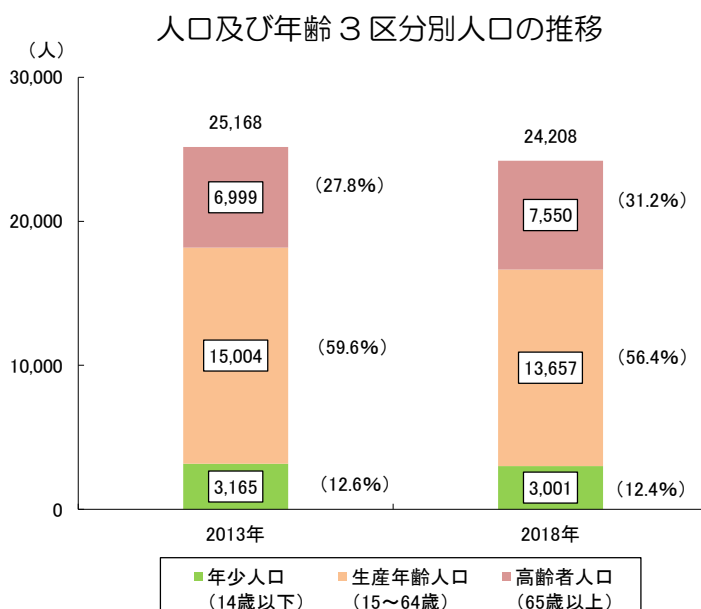


(1) 地域の概要

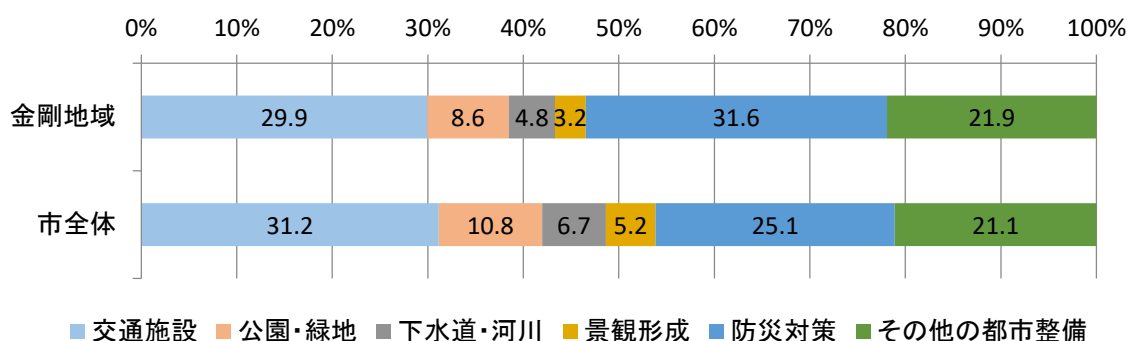
- 金剛地域は、地域中南部において昭和 30 年代後半から順次、土地区画整理事業により計画的に開発されました。また、地域北部には既成市街地が広がっています。
- 市役所金剛連絡所周辺には行政機能や商業機能が集積しています。また、南海金剛駅周辺は交通結節機能を有しています。
- 地域には寺池公園、金剛中央公園のほか、街区公園も配置されています。
- 地域の人口は 5 年間で約 1,000 人減少しており、減少率は 3.8% で市全体の減少率 4.2% と同程度となっています。

また、高齢化率は 31.2% で市全体の高齢化率 29.3% を上回っています。

- 市民アンケート調査では、「空き家・空き地対策」、「高齢者や障がい者に配慮した段差の解消」、「コミュニティバスや福祉タクシーなどの充実」等に対する満足度が低く、重要と思われる取組分野については防災対策、交通施設が多くなっています。



「まちづくりの重要な取組分野」の意向



資料：都市計画マスタープラン策定のためのアンケート調査（2017 年 11 月）

（２）地域の主要課題

- ・金剛地域では、生活の利便性や快適な市街地環境を形成するため、生活サービス機能、公共交通機能等の充実を図るとともに、高齢者等が歩きやすい環境の確保に取り組むなど、南海金剛駅～市役所金剛連絡所周辺を拠点としたまちづくりを推進する必要があります。
- ・支えあいやふれあいのある地域コミュニティ等を維持するため、古くに開発された住宅地の再生や特色のある景観づくりに取り組むなど、まちの活力の維持・向上に努める必要があります。
- ・安心で便利な暮らしを確保するため、生活基盤施設の充実や防災対策に取り組むなど、住み心地の良い地域環境の形成に努める必要があります。

（３）地域の将来像・地域づくりの目標

～みんなで育む、活気に満ちたまち 金剛地域～

- １）南海金剛駅～市役所金剛連絡所周辺を拠点としたまちづくり
- ２）まちの活力の維持・向上
- ３）住み心地の良い地域環境の形成



ふれあい大通り

（４）地域づくりの方針

１）南海金剛駅～市役所金剛連絡所周辺を拠点としたまちづくり

① 都市機能や居住の誘導

- ・都市拠点である南海金剛駅～ふれあい大通り～市役所金剛連絡所周辺においては、日常生活における利便性の維持・向上や、賑わい創出のため、都市機能の誘導について検討するとともに、その周辺における居住の誘導についても併せて検討します。

② 公共交通の維持・向上

- ・利便性の高い公共交通ネットワークを形成するために、南海金剛駅においては、鉄道とバス、バス相互の乗継利便性の向上を図ります。
- ・地域特性に応じた交通サービスを確保するため、東西交通のあり方について検討するとともに、交通不便地域においては、地域・交通事業者・行政が相互に連携を図りながら、地域住民が主体となって運行する交通サービスの導入を図ります。

２）まちの活力の維持・向上

① 住環境の維持・向上

- ・金剛地区（高辺台・久野喜台・寺池台）の再生・活性化を図るため、「金剛地区

再生指針」や「金剛地区施設等再整備基本構想」に基づき、地域住民やUR都市機構等と連携し、新たな施設の導入や公共空間の魅力化等の取組を進めます。また、良好な住環境の保全を図りつつ、必要に応じた用途地域の見直しなど、土地利用の適正な規制・誘導を行います。

② 公園等の有効活用

- 「金剛地区再生指針」や「金剛地区施設等再整備基本構想」に基づき、金剛中央公園については、多機能施設と連携した、豊かで多機能な公園空間へと再編します。また、寺池公園等については、豊かなみどりを保全するとともに、やすらぎを身近に感じることができる場として、適切な維持・管理に取り組めます。その他、金剛地区再生の一つの取組として、地域の交流の場としての新たな活用や魅力づくりに取り組めます。



寺池公園

3) 住み心地の良い地域環境の形成

① 道路環境の向上

- (都) 狭山河南線については、東西交通処理機能及び(都) 八尾富田林線との接続による防災機能強化のため、整備を促進します。
- (府) 富田林狭山線については、地域交通の円滑化や安全な通行を確保するため、歩道整備事業の実施に向け、関係機関へ要望を行います。

② 住環境の維持・向上

- 住環境や防災機能の向上を図るため、地域の実情に応じて、狭あい道路の改善や公園の確保を推進するとともに、建築物の耐震化等を促進します。
- 金剛錦織台や金剛伏山台等の計画的に開発された住宅地等については、建築協定や緑地協定、地区計画等の活用により、良好な住環境の維持・向上に努め、だれもが快適に暮らせるまちづくりを推進します。
- UR住宅については、良質な住まいづくりを支援するため、UR都市機構等の関係機関と連携し、住宅施策を推進します。
- 下水道施設の長寿命化や浸入水対策等、適切な更新・改築に取り組めます。



UR 住宅（金剛）

③ 安全・安心なまちづくりの推進

- 建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、耐震診断・改修補助制度の活用を促進します。
- 市街地の不燃化を促進するため、耐火・準耐火建築物への建替え誘導を図ります。
- 避難経路の安全性を確保するため、避難所等へ接続する生活道路の整備を推進し

ます。

④ 良好な景観の形成

- ふれあい大通りや幹線道路沿道においては、美しい街路樹や沿道のみどり空間の創出等、町並みの調和やまとまりに配慮した景観づくりを促進します。

序章

第1章

第2章

第3章

北部

中部

東部

中南部

東南部

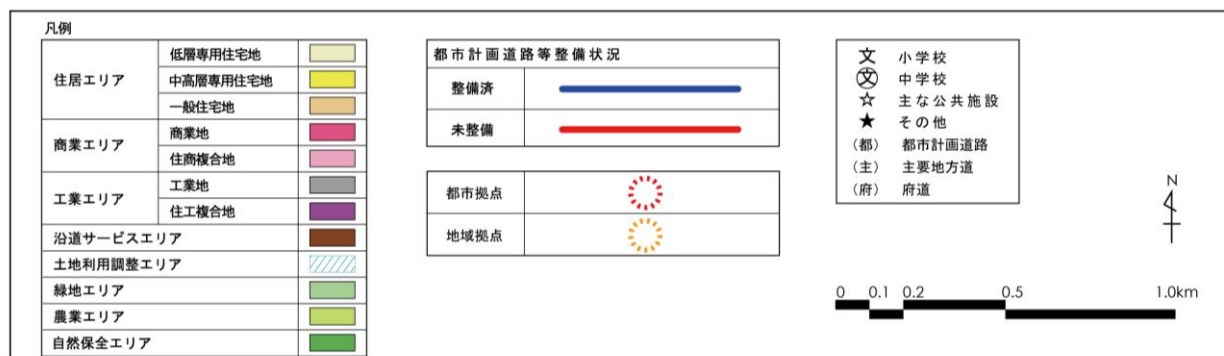
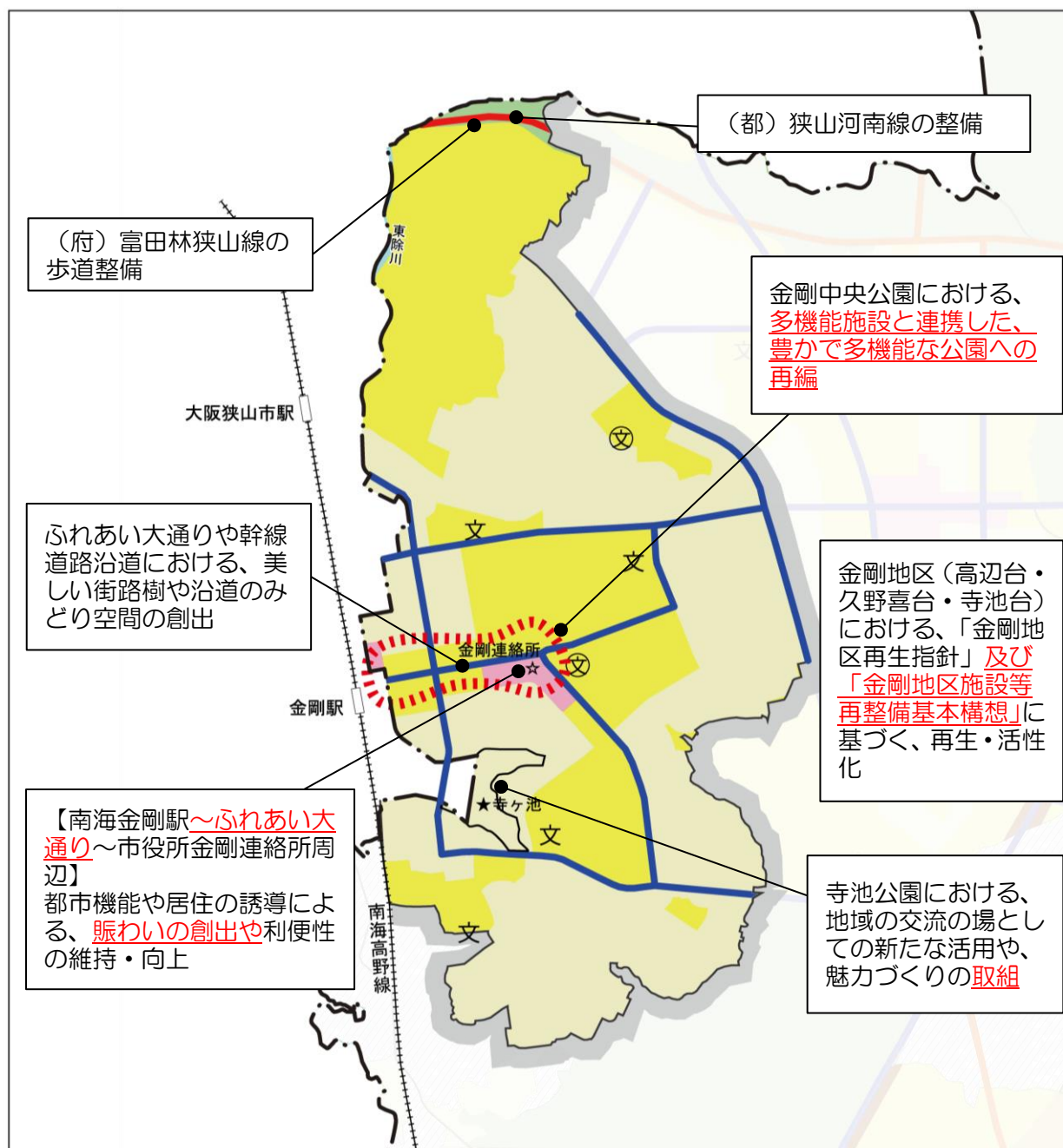
西南部

金剛

金剛東

第4章

資料編



地域づくりの方針図（金剛地域）